（対象受注者→対象下請負者等）

北上市公契約条例に関するお知らせ

～労働環境報告書の提出について～

|  |  |
| --- | --- |
| 契約名 |  |
| 下請等契約名 |  |
| 契約締結日 | 　　年　　月　　日 | 下請等契約締結日 | 　　年　　月　　日 |
| 対象受注者 | 所在地　名　称　 |

この契約は、北上市公契約条例で定める「対象公契約」に該当していますので、労働環境報告書の提出が必要です。

１　一次下請、二次下請、再委託、再々委託、人材派遣等を問わず、対象公契約に係る業務を行う下請負者は、当該業務に係る契約を締結してから速やかに対象受注者に労働環境報告書を提出してください。

２　既に提出した労働環境報告書の報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境報告書を対象受注者に提出してください。（別記様式をそのまま用いて構いません。）

３　対象公契約に係る業務について、更に下請等の契約を締結する場合は、この文書を使用するなどして、当該下請等契約が対象公契約に係る業務であることを下請等の相手方となる事業者に知らせて、労働環境報告書の提出を求めてください。

※対象公契約とは…北上市公契約条例第11条第１項の規定による労働環境の確認を行うため、必要な報告を求める公契約をいいます。

※対象受注者とは…対象公契約を締結した者をいいます。